
プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 第 93 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 93 回実務対応専門委員会（2016 年 11 月 7 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

第 93 回専門委員会における事務局の提案

（公共施設等運営権の会計処理に関する提案の追加的な検討）

2. 運営権対価が固定額でなく全額が将来の業績等に連動して定められる場合について追加的な検討を行った結果、事務局は、次のとおり提案を行った。
 - (1) 公共施設等運営権を取得した時に合理的に見積られた金額により、資産及び負債を計上する。
 - (2) プロフィットシェアリング条項に基づく支出額を合理的に見積ることができる場合、当該見積額の現在価値を無形固定資産として計上する。

（「更新投資の会計処理」に関する分析）

3. 更新投資の会計処理について、第 89 回専門委員会における参考人の説明を踏まえて分析を行った結果、事務局は、更新投資の義務性、及び更新投資の総額の合理的な見積りの可能性によって、更新投資に係る資産及び負債の会計処理を区分する提案を行った。
4. これらの提案に対し、次のような意見が聞かれた。

第 93 回専門委員会で聞かれた意見

（収益費用の期間対応の観点からの意見）

5. 公共施設等運営権を取得した時に、プロフィットシェアリング条項に係る資産を計上し、運営権設定期間にわたって、定額法による減価償却を行った場合、収益と費用の期間対応が適切に図られないのではないか。例えば、プロフィットシェアリング条項に係る資産の減価償却の方法として、生産高比例法のような収益を基礎とした減価償却方法も認められるのかどうかを確認したい。

(対応案)

審議事項(3)-2 で検討する。

6. プロフィットシェアリング条項に基づく支出額を合理的に見積ることができる場合、当該見積額を資産として計上することを求める一方、更新投資のうち修繕費の部分を支出時に費用処理するのは、収益と費用の対応関係が一貫していないのではないか。それぞれの会計処理について、整合的に説明できるように整理する必要がある。

(対応案)

審議事項(3)-2 及び審議事項(3)-3 で検討する。

7. 更新投資のうち、修繕費の部分については負債の計上を求めているが、大規模修繕等について一時の費用処理が行われた場合には、適切な期間損益計算が行えない可能性があると考え。修繕的支出のうち、大規模修繕については、現行の実務慣行に従い、企業会計原則注解 18 の要件を満たすものは修繕引当金として計上されるとの理解で良いかどうかを確認したい。

(対応案)

ご指摘の点については、具体的な取扱いを明示しない場合であっても、他の会計実務と同様に、適切な実務対応が行われるものと考えられるため、取扱いを追記しないことでどうか。

(運営権対価が将来の業績等の指標に連動する形式で定められる場合の取扱いに関する修文内容への意見)

8. 結論の背景において、運営権対価が将来の業績等の指標に連動する形式で定められる場合であっても、運営権対価は「実施契約において管理者等と運営権者が定めた価格であることから、その価格は一に定まる」ものであり、「固定価格と考えられる」とされているが、運営権対価の額が変動するにも関わらず、固定価格と考えられる理由の説明が不足しているのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

(プロフィットシェアリング条項に関する修文内容への意見)

9. プロフィットシェアリング条項に基づく支出額について、一部のみを合理的に見積ることができる場合等の取扱いを明らかにする必要があるのではないか。

(対応案)

審議事項(3)-2 で検討する。

10. 見積りの変更が生じた場合の取扱いについて、事後に合理的に見積ることができるようになった場合の取扱いが明らかになるように記載を見直すべきではないか。

(対応案)

審議事項(3)-2 で検討する。

11. 結論の背景において、プロフィットシェアリング条項に基づく支出額を合理的に見積ることができる場合を例示した方が良いのではないか。

(対応案)

審議事項(3)-2 で検討する。

(更新投資に関する修文内容への意見)

12. 更新投資の会計処理の使い分けにおいて考慮する要素として示されている「管理者等が運営権者に課す義務」について、義務が示す範囲をより明確化した方が良いのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

13. 実施契約等において、更新投資の実施時期及び実施内容があらかじめ具体的かつ定量的な数値によって示されている場合、総額の合理的な見積りが可能であるという要件も満たす旨を記載しても良いのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

14. 更新投資のうち修繕費の部分を負債として計上することを求めない理由を、結論の背景で示す必要があるのではないか。

(対応案)

審議事項(3)-3 で検討する。

(表示に関する修文内容への意見)

15. 公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関する支出額の総額を計上する場合、無形固定資産として計上する旨が文案で示されているが、所有権が運営権者に帰属する資産については、更新投資の実施時に、既に計上されている無形固定資産のうち、実際に取得した資産に対応する部分を有形固定資産に振り替える必要があるか否かを明示すべきではないか。

(対応案)

これまでの専門委員会で聞かれた参考人の説明を踏まえた文案を示しているため、取扱いを明示しないことでどうか。

(文案全体の整合性に関する意見)

16. プロフィットシェアリング条項に係る資産及び更新投資に係る資産について、運営権対価の取得原価を構成するものと位置づけるのか、運営権対価とは別個の資産として資産計上を行うものであるのかを整理した上で、その考え方を結論の背景で示す必要があるのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

以 上